

経済産業省商務情報政策局情報経済課

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」担当御中

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」に対する意見

団体名：一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
担当名：代表理事 川下 勝也
住 所：〒150-0011 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
電 話：03-5468-5091
メール：info@mcf.or.jp

この度は意見提出の機会をいただき誠にありがとうございます。下記のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の程お願い申し上げます。

I-4 未成年者による意思表示について

10 頁 脚注 1 の説明文

前段で「意思能力については・・・個別具体的に判断される。」と説明されているにもかかわらず、後段で、「意思能力があるといえるには、一般的には 7～10 歳程度の知力があれば足りるとされている。」と、一律に年齢で判断されるような記載がなされているのは、正確でない上に誤解を引き起こし、個別具体的な判断をミスリードする可能性があるため、当該部分は削除すべきである。

17 頁 5 行目～8 行目

「法定代理人が明確に認識した上で上限を設定したと認定できるステップが踏まれている」という前提においては、個別サービス利用契約についても「上限額の範囲であらかじめ包括的に同意した」と明らかに判断できる。よって 7 行目は「推定できる可能性がある」という消極的な肯定ではなく、明確に「判断できる」と肯定した表現に修正すべきである。

III-12-4 オンラインゲームにおけるゲーム内アイテムに関する権利関係（新規）

36 頁 7 行目

「1. 考え方」において、明確に「オンラインゲームにおけるゲーム内アイテムには所有権は認められない。」と説明されている。一方で「あたかもユーザーの『所有』が認められているもののように扱われているため、」と根拠となる事実関係も示されないまま「1. 考え方」と矛盾した説明がされているのは、アイテムに関して正しい理解が阻害され誤解を与える上、特段の必要性も考えられないため削除すべきである。